



昭和37年

号外



発行所 門司市大字吉志1931
 編集者 梅崎礦業株式会社
 印刷所 牧野正 一
 下関七田中 有限会社吉村印刷

梅崎礦業貯蓄組合役員

組合長 取締役所長 牧野正一
 常任理事 經理課長 佐伯学
 理事 遠郷鉦長 浜寿恵夫
 全 四ッ高芳組長 吉良朝木
 全 職 員 石田とみ子
 庶務課長 宮川直光
 監 事 勞組書記長 細石庄八

偽いて貯めて不安のないくらし



梅崎礦業貯蓄組合誕生!!

貯蓄組合発足に際して

梅崎礦業貯蓄組合

組合長 牧野正一

一銭を笑う者は一銭に泣くとい
 う言葉があります。勿論、戦後の若
 い人達には一銭などという金銭の単
 位はピンとこない位に、戦前と戦後
 では貨幣そのもの、価値が変わり、戦
 前の一銭は現在の十円に匹敵する程
 貨幣そのものの価値も、国民の経済
 的生活水準も変化してきましたが、
 僅かな小銭とはいへど粗末に使って
 はいけないという考へ方は昔も今も
 決して変わらないことと思います。僅
 かな金額の不足のため諸種の目的が
 逐行出来なかつた例は私達の身辺に
 も沢山ある例です。一銭という金額、
 十円という金額はややもすると笑い
 捨てられかねない額であります。一
 億、十億の巨大な金額も、一銭、十
 円を積み重ねてこそ達成出来る額で
 あるという当然のことを私達はあら
 ためて再認識したいものです。

今回発足しました貯蓄組合も、社
 員一人一人が今迄知らぬ中に見捨て
 ていた僅かな浪費を廃して、貯蓄心
 を養ひ、以って各人の経済生活をよ
 り豊かに、より楽しくしていくこと

を目標とすると共に貯蓄組合を通じ
 て企業成長の一助にも役立て、更に
 は国家成長の礎にもなるようにと
 速大な希望をもって設立したもので
 あります。勤め人である私達は好む
 と好まざるにかかわらず、一定の年
 令に達すると、思い出多い職場を去
 らねばならない宿命を出生当初より
 背負っています。職場を離れて行く
 この寂しさを幾分なりとも支えて呉
 れるものは老後の安定せる生活であ
 ります。老後の安定とそして可愛い
 い子供達の進学、結婚等の行事に際
 して要しない経済プランを今の中
 に確立しておく必要が社会人として
 亦人の親として私達にはあるわけで
 す。そのためには、一笑に附しがら
 ず、一銭、十円を大事に貯わらねば
 なりません。かかる意味から社内貯蓄は
 その最も早道であり、最も便利な道
 であると思えますので、発足まもない
 私達の貯蓄組合に絶大な協力と御
 指導を社員の皆さんは勿論、家庭の
 奥さん方や子供さん達にも、呉れぐ
 れもお願します。

梅崎礦業貯蓄組合規約

第一条(名称及び事務所の所在地)
この組合は梅崎礦業貯蓄組合(以下単に組合という)と称し、事務所を門司市大字吉志一、九一三番地梅崎礦業株式会社(以下単に会社という)内に置く。

第二条(目的)
この組合は社員の貯蓄を奨励し組合員の生活向上をはかることを目的とする。

第三条(組合員の範囲)
この組合は会社に勤務する役員及び従業員を以て構成する。

第四条(加入及び脱退)
加入及び脱退を希望する者は組合長に申し出て、自由に組合に加入し、又は脱退することができ。

第五条(役員)
組合の役員は組合長一名、常任理事一名、理事三名、監事二名とする

組合長は梅崎礦業株式会社松ヶ江 敬業所長とし、理事は組合長が組合員の中から委嘱し、常任理事は 經理課長、監事二名は庶務課長及び 労組書記長とする。
尚役員任期は一年とし重任を妨げない。

第六条(役員の仕事)
組合長は組合を代表し、その業務を統轄管理する。

理事は理事会を構成し、組合運営に関する重要事項を審議決定する但し常任理事は預金の管理に関する業務を処理する。
監事は組合の業務及び經理を監査する。

第七条(役員報酬)
役員に対しては報酬を支払わない

第八条(預入)
会社預金は個人名義とし、預金通帳は各自保管する。

第九条(引出)
預金の引出は自由とし、予め組合長に申し出るものとする。

第十条(帳簿)
(1)組合員名簿及印鑑台帳
(2)預金台帳
(3)印鑑台帳

(4)その他必要帳簿書類

第十一条(付則)
この規約は昭和三十七年七月一日から実施する。

とらばぬ人生貯金のついで

第一条(現金預入の場合)
①現金を預入れようとする金員に通帳及び従業員預り金預入票を添えて預金係に差出す。
②預金係は通帳及び預り金台帳に記入の上通帳を預金者に返戻する。

③預金係は毎日金員と預入申込書を整理の上一日分の入金を取纏めて、会社の振替伝票を発行し現金と共に經理課出納係へ入金する。
第二条(給料より天引預入の場合)
①給料より天引預金を希望する者は毎給料日の五日前迄に預金依頼書(様式七号)に必要事項を記入の上給与係へ提出する
但し、通帳及び預入票は給料日迄に給与係へ提出すること。

②給与係は依頼書にもとずき給与より引去った現金に各人の通帳と預入票を添えて預金係へ提出する。
③預金係は通帳及び預金台帳に天引預入額を記入し給料日に通帳を預金者へ渡す。

第三条(引出の場合)
①預金者は通帳と従業員預り金引出票を預金係へ提出する。
②預金係は印鑑を照合し、引出金額を通帳及び預金台帳へ記入する。

但し、この際必ず通帳と伝票とに割印をなすものとする。

④預金係は会社の振替伝票を発行し經理課出納係へ回送する。
⑤經理課出納係は振替伝票に基づいて預金者に通帳と共に金員を払い戻す。

第四条(預金通帳)
①通帳には一連番号を附す。
②預金者の初回預け入に際し係員は通帳及び台帳の個人口座の作成を行い、責任者の認可を得るものとする。

尚、この際通帳、台帳及印鑑台帳の所定欄に預金者の印形をとり、各々に交付年月日の記載をなさねばならない。
③通帳に記入余白がなくなった場合には直ちに新規通帳を作成し交付年月日を通帳及び台帳に記入し、責任者の認印を受けたのち交付しなければならぬ。
尚、旧通帳は直ちに消印を押捺して保管しなければならぬ。

④通帳を紛失汚損した場合はその旨の届出により預金台帳を基礎として通帳の作成を行い、責任者の認可を得たる後発行する。
尚、紛失の場合には通帳に新規

預入引出の事務処理要領

番号を附し旧番号の通帳は無効とする。
又、汚損による再発行に際しては新通帳と引替に旧通帳を取り消印を押捺したる後係にて保管する。

第五条(台帳の取扱)
①台帳各頁上欄には必ず氏名、通知番号を記入し、又各人口座の始頁には通帳交付年月日、冊交付年月日、預金者の印形その他の必要事項を記入しておかねばならない。

②台帳記入は預金者預入票、引出票に基づいて行い、必ず伝票と台帳とに取扱者の割印をなさねばならない。
第六条(通帳の照合)
毎事業年度末に預金通帳と台帳との残高照合を行い、相違なきを確めた上照合済の押印をなすものとする。

第七条(普通預金及定期預金に対する通帳及台帳の取扱方法)
同一人の預金であっても預金の種類毎に通帳を別個に発行しなければならぬ。又同時に台帳も預金の種類毎に分けていなければならぬ。
第八条(日計表の作成)
預金係は毎日の預入金及払出金を取纏めて、日計表(様式八号)を二部作成し、一部を保管し他の一部は出納係に提出しなければならぬ。

附則
係員は預金金額その他の預金に関する秘密を要する事項を本人以外の何人にも口外してはならない。

各種社内預金と銀行預金との比較

(約年 8 分)			(約年9分1厘)	(約年1割0.2)	(約年5分5厘)
普通日歩2銭2厘			定期日歩2銭5厘	定期日歩2銭8厘	定期日歩1銭5厘
経過年	毎月1,000円宛 普通預金に積立てると	左の元金	10,000円を6ヶ月 定期預金にすると	10,000円を1ヶ年 定期預金にすると	10,000円を銀行の定 期預金にすると
年					
0.5	6,139	6,000	10,456		
1.0	12,528	12,000	10,930	11,020	10,550
1.5	19,166	18,000	11,427		
2.0	26,083	24,000	11,947	12,142	11,130
2.5	33,261	30,000	12,489		
3.0	40,748	36,000	13,054	13,376	11,740
3.5	48,510	42,000	13,647		
4.0	56,615	48,000	14,267	14,732	12,380
4.5	65,009	54,000	14,914		
5.0	73,781	60,000	15,593	16,231	13,060
5.5	82,858	66,000	16,300		
6.0	92,353	72,000	17,043	17,883	13,770
6.5	102,170	78,000	17,818		
7.0	112,447	84,000	18,630	19,698	14,520
7.5	123,064	90,000	19,478		
8.0	134,187	96,000	20,363	21,697	15,310
8.5	145,669	102,000	21,289		
9.0	157,707	108,000	22,256	23,900	16,150
9.5	170,126	114,000	23,268		
10.0	183,154	120,000	24,326	26,337	17,030
10.5	196,586	126,000	25,431		
11.0	210,685	132,000	26,586	29,019	17,960
11.5	225,214	138,000	27,791		
12.0	240,472	144,000	29,051	31,977	18,940
12.5	256,187	150,000	30,370		
13.0	272,698	156,000	31,748	35,230	19,980
13.5	289,696	162,000	33,190		
14.0	307,564	168,000	34,696	38,820	21,070
14.5	325,950	174,000	36,270		
15.0	345,285	180,000	37,917	42,777	22,220
15.5	365,173	186,000	39,641		
16.0	386,096	192,000	41,442	47,132	23,440
16.5	407,609	198,000	43,325		
17.0	430,250	204,000	45,295	51,936	24,720
17.5	453,522	210,000	47,351		
18.0	478,021	216,000	49,503	57,229	26,070
18.5	503,195	222,000	51,755		
19.0	529,705	228,000	54,107	63,063	27,500
19.5	556,937	234,000	56,568		
20.0	585,623	240,000	59,138	69,489	29,010

梅崎礦業株式会社 預金管理規定

(目的)
第一条 この規程は梅崎礦業貯蓄組合の組合員(以下単に組合員という)が賞金賞与等の一部を会社に預金し、会社がこれを管理する場合の手續及取扱いを定めたものである

(預金者の範囲)
第二条 預金の名義人は組合員に限る
第三条 (預金の種類) 組合員預り金は次の二種とする
①普通預金 一〇〇円単位とする
②定期預金(期限六ヶ月、一年の二種) 一〇〇〇円単位とする
第四条 組合員はこの規程の定めるところにより自由に預入れ又は引出しを行うことができる
(預入、引出の単位)

第五条 預入及引出の金額は円単位とする
(預金通帳)
第六条 ①預金の出納を証明するため預金者に従業員預り金現在高帳(様式一号)を交付する
②従業員預り金現在高帳はこれを売買譲渡又は担保に供してはならない
第七条 (預金利息) 預金者に対しては次の利率をつける
①普通預金 日歩二銭二厘
②定期預金 六ヶ月、日歩二銭五厘 一ヶ月、日歩二銭八厘
③定期預金を期間満了以前に払戻す場合の利息は日歩一銭七厘とする
前項の利率は会社内外の情勢に応じ予告の上変更することができる



(預入、引出の手續)
第十条 預入又は引出は次の各号に定める手續によつて行う
①新に預入しようとする者は加入申込書(様式第二号)に印鑑届並びに非課税貯蓄申込書(様式六号)を提出しなければならない
②預入のときは全金に通帳及従業員預り金預入票(様式三号)を添えて差出すこと
③毎給料から一定額を差引いて預入を希望する者は予め申し出ること
④引出のときは従業員預り金引出票(様式四号)に通帳を添えて組合員が直接請求すること、但し組合員の代理人が請求するときは、預金者の委任状を従業員預り金引出票に添えて申し出るものとする
⑤会社は従業員預り金引出票の印鑑と予め届出のあった印鑑とを照合し、同一と認めたととき引出

(預金計算方法)
第八条 利子は預入の当日から引出の前日までつけ、毎年三月末及九月末までの分を計算の上夫々元金に組入れる
①利子の計算は積数計算とし、円位未満の端数は切り捨てる
②預り金百円未満の残高にはつけない
(取扱目)
第九条 預金の取扱日は日曜日及社員就業規定に定める特定休日以外の日とする

(預金通帳、印鑑の紛失改印改姓等の届出義務)
第十一条 預金通帳若しくは予め届出た印鑑を紛失した場合又は改印改姓(様式五号)等をなしたときは遅滞なくその旨を会社に届出なければならない
①前項に掲げた事由のためその届出前に発生した事故又は損失については会社その責を負わない
②前項による届出をなした場合届出のあった日から三日を経過した後でなければ預金を引出することができない
(預入の停止)
第十三条 次の各号に該当する者については一年以内の期間を定めて預入を停止することができる
①第六条第三項に違反した者
②虚偽の届出をした者

③その他預入又は引出に関し、不正行為のあった者
(不当利得の返還)
第十三条 虚偽の届出その他不正な方法若しくは、会社の過誤によつて不当な利益を得た者は直ちにこれを返還しなければならない
(退職、転職後の取扱)
第十四条 預金者が退職又は他事業所へ転職したときはその預金は退職又は転職の日から一ヶ月以内に引出さなければならない
①退職又は転職の日以後は預金に対して利子をつけない
(付則)
第十五条 この規程は昭和三十七年七月一日から実施する

しあわせも一請に預かる社内預金



貯蓄する心で育つ青い鳥

梅崎礦業貯蓄組合加入預金引出関係書類

(様式第三号)

従業員預り金預入票 No.

梅崎礦業貯蓄組合 御中

(普)	金額		千		円
(定)					

上記金額預入れ致します
昭和 年 月 日

所属	
氏名	印

(様式第二号)

梅崎礦業貯蓄組合加入申込書

受付番号第 昭 和 年 月 日 号

梅崎礦業貯蓄組合
組 長 牧 野 正 一 殿

加入申込者 住所
加入申込者 氏名
所 属 ・ 部 所 名

私 は、貴組合の組合規約に従い貯蓄したいので、国民貯蓄組合法施行規則第十二条の二の規定により、左記の点を誓約し、加入の申込をします。

一、私は国民貯蓄組合に加入しておりません
二、私は虚偽の氏名又は住所は用いておりません

印

	係 印
	検 印

(様式第六号)

非課税貯蓄申込書

梅崎礦業株式会社 御中 昭和 年 月 日

住 所	印
ふりがな	
氏 名	
国民貯蓄組合名 (職域)	梅崎礦業貯蓄組合
貴社以外に申込書を提出している貯蓄	預金・金銭信託・有価証券
	種 類 金 額 円
非課税申込貯蓄	
今までに貴社に申込書を提出している貯蓄	
合 計	

(様式第七号)

従業員預り金引出票

梅崎礦業貯蓄組合 御中

(普)	金額		千		円
(定)					

上記の金額正に領収致しました
昭和 年 月 日

所属	
氏名	印

貯蓄組合預金依頼書

(普)	金額		拾		万		千		百		十		円
(定)													

上記金額を 月 日給料よりの源泉控除預金を依頼致します
昭和 年 月 日

所属	
氏名	印

梅崎礦業貯蓄組合 御中

印	印	印
---	---	---

(様式第四号)

原簿 通帳



声

愈々待望久しい貯蓄組合が正式に発足しました。そこで編集子はマイクならぬペンを片手に、従業員の方々のこの貯蓄組合に対する関心と抱負をルポルターージュして見ました。

皆さんの予期以上に活潑な発言がありました。以下その収録断片を紙上公開致します。

四ツ高 鉢山、T君の話

とうとう出来ましたが、大体私達飲山で働く者は昔から貯蓄心なんてんで無かったのでからね。

儲けて、食って、呑んでチョコという安易な考えしか持っていない私達には、お互に何とかこんな観念から脱却して、貯蓄するようにならなければ

ばと、いつもあせっていたのですがこれで将来大いに希望がもてるようになりましたよ。

遠郷 鉢山U君の話

貯蓄組合というのはどんなものかよく分らなかつたので、破長さんに伺ったら、君のように酒好きな者に一番利用してもらいたいもので、君も可愛い奥さんや子供さんの将来を考えて、好きな酒を三合の処を一杯五酌にしても貯金しなくては行かない……と半分ひやかされながら説明されて、イヤ、目が覚めましたね。

私も考えて見れば破長さんのいわれる通りで、貯蓄組合が出来たのだから、うんと貯金して女房子供に安

心させてやりたいです。

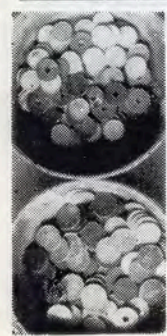
金山 鉢山 M君の話

この間書記長から社内貯金の噂は聞いていましたが、とうとう設立されましたか。

私達も貯蓄の大切な事は万々承知してはいたのですが、唄の文句ぢやないけれど全く、わかつちやいるけどやめられない……式でついズルズルと使ってしまったので、これから、全く思えば今迄は我ながら頼りない生活というべきでしたよ。

今からでも遅くないから折角貯蓄組合が出来たのだから好きな酒もパチンコも控えて貯金しますよ。

これで恐妻家の私も貯金の少しでも出来れば、いささか強くなれます



からね。いづれは女房天下のタイトルを奪回してやりたいものです……

× × ×

編集子 敬白

いやはや全く恐れ入った次第です皆さんの関心と期待が余りに大きいのに驚き且つ感嘆申し上げます。

この調子なら我が梅崎破業貯蓄組合はきっと優秀な成績を収め、今にきつと郵政大臣表彰を受けるでしょう。

貯蓄組合加入より預入の順序

